

「太陽光発電促進付加金」と 「再生可能エネルギー発電促進賦課金」について

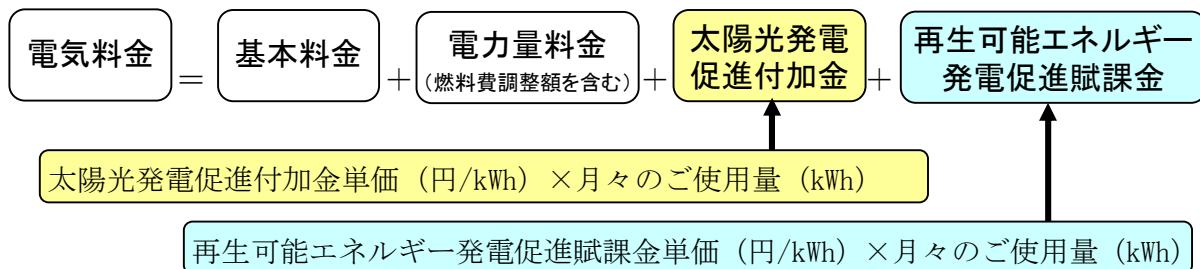
＜太陽光発電促進付加金＞

- 平成 21 年 11 月に開始された「太陽光発電の余剰電力買取制度」に基づき、買取りに要した費用を電気のご使用量に応じてすべてのお客さまにご負担いただくもの。
- 「太陽光発電促進付加金」は、前年の実績買取費用を翌年度以降の電気料金においてご負担いただく仕組み（事後回収方式）となっており、付加金単価は、法令等に基づき、各電力会社ごとの買取費用実績に応じて各社ごとに算定されます。

＜再生可能エネルギー発電促進賦課金＞

- 平成 24 年 7 月に導入された「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」に基づき、買取りに要した費用を電気のご使用量に応じてすべてのお客様にご負担いただくもの。
- 「再生可能エネルギー発電促進賦課金」は、買取費用見込み額に基づいて買取りと同じタイミングでご負担いただく仕組み（同時回収方式）となっており、賦課金単価は国が決定し、全国一律に適用されます。
- 「太陽光発電の余剰電力買取制度」は「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」へ移行されましたが、両制度において買取費用をご負担いただくタイミングが異なることから、平成 26 年 9 月分電気料金までは、「太陽光発電促進付加金」と「再生可能エネルギー発電促進賦課金」を併せてご負担いただくこととなります。

【参考 1】電気料金の計算方法（従量制供給の場合）



【参考 2】標準的なご家庭のご負担額

(従量電灯 A のお客さまで、1 月あたり 300kWh をご使用の場合)

適用期間	太陽光発電促進付加金 (①)	再生可能エネルギー発電促進賦課金 (②)	合計 (①②)
平成 26 年 4 月分	18 円	105 円	123 円
平成 26 年 5 月分～26 年 9 月分	15 円	未確定	未確定
(参考) 平成 25 年 5 月～26 年 3 月分	18 円	105 円*	123 円

* 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、平成 24 年 7 月に開始されました。

以 上